



厚生労働省岩手労働局発表
平成30年10月29日(月)

【照会先】
岩手労働局労働基準部賃金室
室長 鈴木 千春
室長補佐 松田 有司
電話 019-604-3008

報道関係者 各位

岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定の答申について

～ 岩手県最低賃金(時間額762円)より高い水準で設定 ～

岩手地方最低賃金審議会(会長 ^{たねだ} 種田 ^{まさる} 勝)は、岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について、岩手労働局長(^{ながた} 永田 ^{たもつ} 有)の諮問を受け、当該産業の景気動向、賃金の状況等を基に調査審議を重ね、10月29日に開催された第6回岩手地方最低賃金審議会において、下記のとおり答申を行いました。

この答申を受けて、岩手労働局長は、最低賃金法等の定めるところにより、所定の手続きを経て官報公示を行い、早ければ12月28日に当該5産業の特定(産業別)最低賃金が改正発効されることとなります。

記

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金

時間額 829円(引上げ額20円、引上げ率2.47%)

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金

時間額 809円(引上げ額19円、引上げ率2.41%)

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 796円(引上げ額21円、引上げ率2.71%)

岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金

時間額 800円(引上げ額20円、引上げ率2.56%)

岩手県自動車小売業最低賃金

時間額 838円(引上げ額19円、引上げ率2.32%)